（様式１）

森林ボランティア活動協定書

森林所有者○○○○（以下「甲」という。）と（申請者団体名）（以下「乙」という。）とは、乙の森林ボランティア活動の場として甲の所有する森林を使用するにあたり、下記のとおり必要な事項を定め、この協定を締結する。

なお、その証として、本協定書を２通作成し、甲乙双方署名押印のうえ各１通を保管する。

記

１　対象森林

本協定の対象地は、甲の所有する次の森林とする。

（１）　熊本県　　　　郡市　　　　町村大字　　　　字　　　　　　　番地

（２）　熊本県　　　　郡市　　　　町村大字　　　　字　　　　　　　番地

※　必要に応じて追加修正すること

２　活動内容

（１）　乙は、上記１の森林において、その健全な育成に寄与することを目的として、植栽、下刈、蔓切、除間伐等の森林の整備をボランティアで行う（以下「活動」という。）。

（２）　この具体的な内容、計画については、予め甲乙協議して決定する。

３　活動期間、時期等

（１）　乙の活動期間は、本協定の契約期間とする。

（２）　乙の活動日については、甲乙協議して決定する。

（３）　活動日における乙の活動時間は、原則として午前９時から午後４時までとする。

４　甲乙の責務

（１）　対象森林の使用料は無料とし、活動に要する経費は、乙の負担とする。

（２）　乙は、本協定に基づき行った活動やその成果について、甲に対し一切の報酬等を求めない。また、対象森林の土地及び立木竹等について、甲に対し一切の権利を主張・請求しない。

（３）　活動により刈取られた植物や伐採木等は甲の所有物であるが、その利活用について甲乙協議して決めることができる。

（４）　第２の目的を達成するために行った活動後の樹木の成育状況に関し、乙は責任を負わない。

（５）　乙は、活動にあたり隣接する森林等を侵害しないよう注意義務を負う。

（６）　隣接地への侵害事故が発生した場合は、甲乙が連携して解決にあたる。ただし、協定締結時に甲が示した隣接境界に誤りがあった場合は、甲の責任でこれを解決する。

（７）　活動に伴う乙の関係者及び参加者の事故について、甲は責任を負わない。

（８）　森林整備以外の森林の使用については、甲乙協議して決定する。

（９）　甲は、協定森林内に緑の募金を活用した旨の標柱等の設置について同意する。

（10）　甲は、協定期間中、対象森林に森林整備に関する他の補助事業を導入してはならない。

５　協定の期間（※対象森林の状況、活動計画等を勘案して適切な期間を定める）

本協定の期間は、平成　年　月　日から平成　年　月　日までとする。

なお、この期間以降も引続き森林の整備が必要と甲乙が認める場合は、改めて協定を締結するものとする。

６　協定の解除及び変更

協定期間終了とともに、本協定は解除される。また、やむを得ない理由により協定の維持が困難となった場合は、甲乙協議して解除できるものとする。

また、甲または乙から、本協定の内容変更の要求があった場合は、甲乙協議してその取扱いを決定する。

７　未協定事項の対応

本協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して決定する。

　平成　　年　　月　　日

甲（森林所有者）

住　所

氏　名　　　　　　　　印

乙（申請者）

住　所

団体名

代表者　　　　　　　　印

※　本協定書は参考様式であり、詳細部分については甲乙が協議して定めることとする。

ただし、第１から第７までの項目は必ず明記すること。